

# 死亡届出後の主な手続きのご案内

◆亡くなられた方の住所が大洗町にあった場合のご案内です



ご親族様のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます

大洗町では、ご遺族のお手続きの負担を少しでも軽減できるよう、役場での必要なお手続きを亡くなった方のお名前から検索して、ご予約いただいた日にワンストップで受付し、お手続き漏れを減らし時間も短縮できる「おくやみ窓口」を設置しております。お手続きのリストアップをさせていただきますので、まずは、お問合せくださいませ。

「おくやみ窓口」予約・お問合せ：住民課 029-267-5136

なお、「おくやみ窓口」にお申込みいただかないとお手続きできないということではございません。各担当課窓口で行うお手続きは通常業務として、随時受付しておりますのでご不明な点等ございました際には、右覧の各担当課へお問合せくださっても結構です。

↓チェックしていただくと手続きや必要なもの、及び担当係の確認がしやすくなります。

	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項（亡くなった方が）	手続き内容	必要なもの	担当課・係	
<b>おくやみ窓口にみえる方は全員の免許証・マイナカードなどの身分証明書、印鑑、通帳などの口座番号のわかるもの、及び戸籍謄本等の手数料用にこまかい現金をお持ちください</b>						
各種制度登録証・カードは、お持ちでしたか	1	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証をお持ちでしたか	印鑑登録証を返還してください。	印鑑登録証（返還） 	【窓口②】住民課 住民係 ☎029-267-5136
	2	<input type="checkbox"/>	個人番号(マイナンバー)カードをお持ちでしたか	個人番号(マイナンバー)カードを返還してください。 お持ちでない方は個人番号カードをご持参ください	個人番号(マイナンバー)カード返還 又は、 個人番号カード(番号通知文)縦長緑色返還 	
	3	<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードをお持ちでしたか	住民基本台帳カードを返還してください。 ※有効期限は一律令和7年12月31日まで	住民基本台帳カード(返還) 	
	4	<input type="checkbox"/>	マル福受給者証	マル福受給者証を返還してください。	マル福受給者証(返還)	【窓口②】住民課 医療福祉係 ☎029-267-5136
	5	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証	お持ちでしたら、返還してください。	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、 自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証 いずれかを返還してください。	【窓口⑤】福祉課 障害福祉係 ☎029-267-5145
	6	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、難病患者福祉手当	受給しておられましたら、受給者の変更、資格喪失または未払い手当の請求の手続きが必要な場合があります。	まずはお問合せください。申請書等は役場にご用意しています。	
	7	<input type="checkbox"/>	茨城県人工肛門ストマ用装具支給事業を利用していましたか	利用申請のお取下げの手続きが必要です。	申請書等は役場にご用意しています。	
	8	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度に加入していましたか ※ご本人がいずれかに該当【加入者・受給者・年金管理者・受給予定者（障害をお持ち場合）】	年金給付申請、弔慰金請求、年金受給者の死亡届、年金管理者の死亡届等の提出をお願いします。	届出書等は役場にご用意しています。	【窓口⑤】福祉課 介護保険係 ☎029-267-5145
	9	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者の方は、介護保険被保険者証を返還してください。	・介護保険被保険者証の返還 ・相続人代表者の銀行等の口座番号が分かるもの	
	10			<input type="checkbox"/> 介護サービスを受けていた方は、負担割合証等も返還してください。	・介護保険負担割合証の返還 ・介護保険負担限度額認定証の返還(該当者のみ)	
	11	<input type="checkbox"/>	緊急通報システム装置をお使いでしたか	<input type="checkbox"/> 固定型端末をご利用の場合はご返却ください。	本体機器とペンダント型の送信機の両方の返却	【窓口⑤】福祉課 高齢者支援係 ☎029-267-5145
	12			<input type="checkbox"/> 携帯型端末をご利用の場合はご返却ください。	本体機器と充電器一式の両方の返却	
	13	<input type="checkbox"/>	高齢者福祉サービス（軽度生活援助・SOSネットワーク・おかえりマーク・配食サービス・愛の定期便(牛乳)をご利用いただいていたか	利用申請の取下げのお手続きをお願いします。	申請書等は役場にご用意しています	

	No.	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項（亡くなった方が）	手続き内容	必要なもの	担当課・係
したかの年金に加入していますか	14	<input type="checkbox"/>	年金は厚生年金に加入又は受給していましたか	未支給年金の請求、遺族年金の請求 など	厚生年金の手続きは年金事務所(要予約)で行います 手続きによっては郵送提出も可能です。状況により手続きが異なりますが、必要なものについては役場でご案内できますので、お問合せください。	水戸南年金事務所 (来方専用電話 0570-05-4890)
	15	<input type="checkbox"/>	年金は国民年金に加入又は受給していましたか	未支給年金の請求 死亡一時金の請求 など	ご請求者は亡くなった当時生計を同じくしていた、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、3親等までの親族の順となります。 ・年金証書（紛失時は、基礎年金番号の分かる「年金支払い通知書」や「ねんきん定期便」など） ・戸籍謄本（当日とれます） ・住民票の写し（マイナンバーカード提示で省略できます） ・金融機関の振込先が分かる通帳 をご用意ください。 ※ 20歳未満で年金をもらっていた方もお問合せください	【窓口②】住民課 後期高齢・年金係 ☎029-267-5136
どの健康保険証をお使いでしたか	16	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入していましたか	後期高齢者医療保険被保険者証(保険証)を返還してください	後期高齢者医療保険被保険者証(保険証)返還してください 	【窓口②】住民課 国民健康保険係 ☎029-267-5136
	17			相続人代表者の届出をしてください。	相続人代表者名義の振込先の分かるもの（通帳等）お持ちください 	
	18			葬祭を行った方に、葬祭費が支給されますので、お手続きをお願いします。	葬祭の領収書又は会葬礼状（どちらも喪主の方の名前が記載されているもの-礼状は役場でお預かりします）、喪主名義の振込先の分かるもの ※喪主以外の方への振込は委任状が必要です。	
	19	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していましたか	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（保険証）を返還してください	国民健康保険被保険者証(保険証)返還してください 	【窓口②】住民課 国民健康保険係 ☎029-267-5136
	20			<input type="checkbox"/> 相続人代表者の届出をしてください	相続人代表者名義の振込先の分かる通帳等をお持ちください 	
	20-1			<input type="checkbox"/> 亡くなった方が世帯主で、同世帯に国民健康保険の被保険者証を引き続き使われる方がいますか	被保険者証の書き替えが必要です。同じ世帯全員の保険証をお持ちください（申請書等は役場に用意しています）	
21	<input type="checkbox"/> 葬祭を行った方に、葬祭費が支給されますので、お手続きをお願いします			葬祭の領収書又は会葬礼状（どちらも喪主の方の名前が記載されているもの-礼状は役場でお預かりします）、喪主名義の振込先の分かるものをお持ちください		
22	<input type="checkbox"/>	社会保険・共済保険等に加入していた方ですか	役場での手続きは不要です。	役場での手続きは不要です。関連のお手続きは、加入している保険組合にお問合せください。	お勤め先など	
亡くなった方が亡くなった児童が亡くなりましたか	23	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給されていましたか (高校生以下の児童、一定以上の障害を持つ場合は20歳未満)	受給内容の変更、資格喪失の届出、未払分の請求が必要な場合があります。 また、父親または母親の死亡によりひとり親家庭となった場合、認定請求の手続きが必要な場合があります。まずはお問合せください。	受給者の口座番号等がわかるもの（通帳等）をお持ちください（申請書等は役場にご用意しています）	【窓口②】住民課 医療福祉係 ☎029-267-5148
	24	<input type="checkbox"/>	児童手当(中学生以下の児童)を受給されていましたか			
	25	<input type="checkbox"/>	マル福(医療福祉費支給制度)を受給されていましたか (高校生以下の児童、一定以上の障害を持つ場合は20歳未満)	マル福の変更手続きが必要な場合があります。 また、父親または母親の死亡によりひとり親家庭となった場合、ひとり親マル福の申請ができる場合があります。まずはお問合せください。	申請者の口座番号等がわかるもの（通帳等）をお持ちください（申請書等は役場にご用意しています）	
	26	<input type="checkbox"/>	保育所等に入所していましたか	保育所等に入所していた児童又はその保護者が亡くなった場合、届出をお願いします。	必要な届出書をお知らせします。お問合せください。	ゆっくら健康館1階 こども課 ☎029-212-7560
	27	<input type="checkbox"/>	おおあらい学童、みなみ学童を利用していましたか	学童クラブを利用している児童又はその保護者が亡くなった場合、届出をお願いします。	必要な届出書をお知らせします。お問合せください。	

	NO.	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項（亡くなった方が）	手続き内容	必要なもの	担当課・係
ち 固 定 資 産 を お 持 た か う ご 存 じ 納 税 さ か れ て	28	<input checked="" type="checkbox"/>		固定資産税の相続人代表者の指定届出が必要です。	届出書等は役場にご用意しています。	【窓口③】税務課 固定資産税係 ☎029-267-5130
	29	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等の固定資産をお持ちでしたか	不動産の所有権移転登記申請が必要です。	詳しくは法務局（水戸地方法務局）へお問合せください。	水戸地方法務局 ☎029-227-9911
い ど の か よ う に 納 税 さ か れ て	30	<input type="checkbox"/>	固定資産税、軽自動車税、町県民税を口座振替にて納付していただいていたいましたか	口座振替解約届、または納付方法変更届が必要です。	申請者（ご遺族の方）の本人確認書類、申請者の口座番号等がわかるもの（通帳等）をお持ちください（申請書等は役場にご用意しています）	【窓口③】税務課 ☎029-267-5130
	31	<input type="checkbox"/>	固定資産税、軽自動車税、町県民税に未納分があるかどうか不明ですか	お調べいたしますので、まずはお問合せください。 <input type="checkbox"/> 未納はありません。 <input type="checkbox"/> 未納がありました。	未払い分がある場合はご相談ください。	
ち 亡 く な つ た 方 の 名 義 の バ イ ク や 軽 自 動 車 を お 持 た か う	32	<input type="checkbox"/>	原付・小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を本人名義で登録していましたか	亡くなられた方の名義の車両を相続しない場合は、必ず廃車の手続きをしてください。	ナンバープレート、標識交付証明書、手続きを行う方の本人確認書類 (申請書等は役場にご用意しています)	【窓口③】税務課 町民税係 ☎029-267-5130
	33	<input type="checkbox"/>		亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。	標識交付証明書、手続きを行う方本人の確認書類 (申請書等は役場にご用意しています)	
	34	<input type="checkbox"/>	排気量が125cc以上の2輪軽自動車を、本人名義で登録していましたか	2輪で総排気量が125ccを超えるものについては、お手続きが必要です。	詳しくは茨城県運輸支局へお問合せください	茨城県運輸支局 ☎ 050-5540-2017
	35	<input type="checkbox"/>	4輪の軽自動車を本人名義で登録していましたか	4輪の軽自動車については、お手続きが必要です。	詳しくは、軽自動車検査協会へお問合せください。	軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-3105
か 公 営 墓 地 、 災 害 無 線 、 ペ ット は お 持 ち で し た	36	<input type="checkbox"/>	公園墓地の使用者でしたか	墓地使用权の継承手続きが必要です。 ※墓地をお持ちでない場合、選択肢の一つとして町営公園墓地の合葬墓地もご使用いただけます。	墓地使用权継承許可申請書 新使用者の住民票・同意書・旧墓地使用許可証 (申請書等は役場にご用意しています) 死亡したことがわかる戸籍及び新使用者との関係がわかる戸籍謄本（当日とれます） ・同意書 複数の、子、親、きょうだいにも継承権がありますので同意書が必要になります(配偶者が継承する場合は不要です)	役場2階【窓口⑨】 生活環境課 生活環境係 ☎029-267-5154
	37	<input type="checkbox"/>	浄化槽を設置されていましたか	亡くなった方のご自宅の浄化槽の管理者のときは変更報告届が必要です。	浄化槽管理者変更報告書 (申請書は役場に用意しています)	
	38	<input type="checkbox"/>	犬を飼っておられましたか	亡くなった方が所有登録していた場合は、犬の所有者住所等変更届が必要です。 いばらき電子申請・届出サービスもご利用いただけます。	所有者住所等変更届 (届出書等は役場にご用意しています)	
	39	<input type="checkbox"/>	防災行政無線 戸別受信機を、ご家族で引き続き使う方はいらっしゃいませんか	<input type="checkbox"/> はい、引き続き使います。	まずは担当課にお問い合わせください。 (申請書等は役場にご用意しています)	役場2階【窓口⑨】 生活環境課 防災・原子力安全係 ☎029-267-5154
40	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> いいえ、もう使いません。	防災行政無線 戸別受信機本体と電源コード等の一式をご返却ください。		

	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項（亡くなった方が）	手続き内容	必要なもの	担当課・係
町営住宅	41	<input type="checkbox"/> 町営住宅にお住まいでしたか	居住者の異動届出が必要です。 お亡くなりになった方が名義人であった場合は承継が可能であるか否かの確認が必要です。都市建設課へご相談ください。	町営住宅同居者異動届 収入額等変更認定願 (申請書等は役場にご用意しています) なお、お亡くなりになった方が名義人であった場合、承継が可能であるか否かによって手続きが異なります。	役場2階【窓口@】 都市建設課 建築営繕係 ☎029-267-5156
上下水道の契約者でしたか	42	<input type="checkbox"/> 上下水道の所有者・使用者のいずれか、または両方が本人名義で登録されていたか	所有者・使用者の名義変更が必要です。	所有者の名義変更をする場合は、新しく所有者となる方の印鑑（申請書等は役場にご用意しています）	役場2階附属庁舎 上下水道課 水道営業係 ☎029-267-5125
	43	<input type="checkbox"/> 上下水道の使用を休止しますか	使用休止の手続きが必要です。	使用休止届出書 (申請書等は役場にご用意しています)	
	44	<input type="checkbox"/> 上下水道の料金を口座振替で納付していましたか	納付方法の変更、または振替口座の変更手続きが必要です。	振替口座を変更される場合は、新たに振替を希望される通帳とその金融機関へのお届け印 (申請書等は役場にご用意しています)	
	45	<input type="checkbox"/> 公共下水道受益者負担金の名義人でしたか	名義変更が必要です。	公共下水道受益者変更届出書 (申請書等は役場にご用意しています)	役場2階附属庁舎 上下水道課
	46	<input type="checkbox"/> 公共下水道受益者負担金を口座振替で納付していましたか	納付方法の変更、または振替口座の変更手続きが必要です。	振替口座を変更される場合は、通帳とお届け印 (申請書等は役場にご用意しています)	下水道係 ☎029-267-5169
て農地を まし所 た有 かし 林 て や い 山 ま を し 所	47	<input type="checkbox"/> 農地（田や畑）を所有していましたか。	農地の権利取得の届出が必要です。 (相続登記完了後おおむね10ヶ月以内) ※相続した農地が「賃貸借権の設定」及び「土地改良区内の水田」の場合は、上記に加えて必要な手続きがあります。	・3条届出申請書 (申請書等は役場にご用意しています) ・相続したことが分かる書類 (登記完了証等)	役場2階附属庁舎 農林水産課内 農業委員会 ☎029-267-5173
た有 かし 林 て や い 山 ま を し 所	48	<input type="checkbox"/> 森林の土地を所有していましたか。	森林の所有者届出が必要です。 (相続開始の日から90日以内)	・森林の土地の所有者届出書 (申請書等は役場にご用意しています) ・土地の位置を示す図面（位置図・公図など） ・相続したことが分かる書類 (登記事項証明書等)	役場2階附属庁舎 農林水産課 農政振興係 ☎029-267-5173

※ 戸籍謄本の取得について(住民課)

死亡された方の本籍が大洗町にあって、大洗町へ死亡届出された場合に、死亡記載された戸籍謄本等の発行は、死亡届を提出してからおおむね7日後(土日、祝祭日を除く。)となりますので、なにとぞご了承ください。なお、本籍が他市町村の方の場合は、発行にはさらに日数を要することがございます。詳しくは、該当する市町村にお問合せくださいますようお願いいたします。

おくやみ窓口のご案内 ご親族を亡くされ間もなくのご遺族のお手続きにかかる時間を少しでも短縮できますよう、まとめて受付させていただくのが「おくやみ窓口」のサービスです。ぜひご利用ください。

※手続き内容によっては、一度で手続きが終わらない場合や、役場以外での手続きを要するものがあります。また、おくやみ窓口でできるお手続きは、各課窓口でも随時、予約なしで受付けております。

おくやみ窓口	おくやみ窓口は予約・お申込みをいただき、手続き漏れや待ち時間が極力少なくなることができますよう、役場でできる必要な手続きをリストアップして、手続き書類を準備させていただきおまちしております。ご予約当日、ご遺族様がお手続きに必要なものをお持ちになり役場へおいでくださいましたら、お客様のもとへ職員が順にお伺いしてお手続きを行います。	
予約時間	午前10時～ 午後2時～ ご予約は午前、午後1枠ずつとさせていただきます。なお、土・日、祝祭日、年末年始は除きます。 ※予約のご連絡をいただいた日から5開庁日以降の日程で、ご予約をおとりいただけます。(例：月曜日にご連絡いただきましたらその週の金曜日以降となります。)	
予約の方法	窓口：役場1階 住民課（2番窓口） 電話：029-267-5136 大洗町役場住民課（「おくやみ窓口の予約」とお伝えください） 電子メール：jyumin@town.oarai.lg.jp 表題を「おくやみ窓口申込」とし住所、氏名、連絡先（携帯電話など）ご記入の上、お手数ですが以下のホームページから、「おくやみ窓口」予約申込書をダウンロードし記入の上送信してください。なお、役場から24時間以上返信がない場合（土・日、祝祭日を除く）は、お手数でも電話等でご連絡ください。 詳しくは、ホームページもご覧ください <a href="#">大洗町 おくやみ窓口</a> で検索	
お問合せ	窓口：役場1階 住民課（2番窓口） 電話：029-267-5136 大洗町役場住民課（「おくやみ窓口の問合せ」とお伝えください）	おくやみ窓口当日は、おいでになる方全員、マイナンバーカードなどの身分証明書、印鑑、金融機関等の口座番号の分かるもの、及び戸籍謄本等用の現金をお持ちください。



町ホームページ